

翻訳

J・R・マカロック著 『石炭税制改革論』(上)

若 林 洋 夫 訳

凡 例

一、本稿は J. R. McCulloch, "Observations on the Duty on Seaborne Coal; and on the peculiar Duties and Charges on Coal, in the Port of London—founded on the Reports of Parliamentary Committees, and other official Documents", London, 1830 の全訳である。

一、原著の註は脚註となっているが、本稿では*印を付けて段落毎の末尾に挿入した。また、訳者の註は各章の末尾に(1)、(2)……で示して一括した。本文中の鈎括弧()内に挿入された字句は訳者によるものである。

一、原著におけるイタリック字体は本稿では傍点を付し、また全綴り字のキャピタル表現についてはゴチック字体とした。

最近印刷された石炭業の状態、および石炭税に関する議會諸委員会の3つの報告が言論界や公衆の注意を大して引か⁽¹⁾な

かったというのは不思議なことである。これまでこれほど我々の目にとまった興味深い記録文書というのほとんどなかった。そこで調査された主題は、あらゆる階級の人びとにとって、だがとりわけロンドンの人びとにとって非常に重大である。

実業に精通している人びとは、破廉恥きわまる悪弊が石炭業界のあらゆる部門に徐々にしみ込んでいたことにずっと以前から気づいていた。だが、議會調査がなければ、公衆にこれらの悪弊の性格と広がりを感じさせるのは困難であったであろう。彼らは、〔議會〕報告で暴露されたごとき犯罪行為が実際に存在しうるかどうかを疑ったであろう。しかし、犯罪行為のあらゆる生まの醜状がばかれている以上、どのよ

うにしてそれがこれまで世間ではびこるのを許されてきたか
ということは驚きをかきたてることであろう。しかし、もし
犯罪行為の全面的な暴露にもかゝらず、それがなお以前と
同じようにひどく蔓延するのを許されるのだとすれば全く驚
くべきことである、とわたしはいわざるをえない。こう
したことが事実であるとすれば、政府と公衆が同様に第一に、
その最も神聖な義務を、最後には、その最良の利益を、無視
するものであることを証明するであろう。

石炭業界を被り苦情は二つに大別することができる。第一
に、海送炭税に関するものであり、また第二には、石炭の売
却に関する諸規制についてのものである。後者はとくに首都
で過酷であり、そこでは業界で実行可能なあらゆる種類の不
正行為が今日という今日まで促進されてきたのである。

第一章

イングランドの立法機関は、燃料というものが生存にとつ
て最も不可欠な財貨の一つであるということをはほとんど全く
忘れてきたように思われる。わが国のような北方地方 (Northern
climates) では、燃料は食料とか衣料とかと同じように

全く必須のものなのである。燃料費は下層および中流の階級
のどの家族の支出のなかでも重要項目を構成するのであり、
その価格の騰貴は彼らにパンの価格騰貴とまさしく同じ程度
の影響を与えるのである。しかしながら、燃料は生活必需品
の一つであるというだけではない。それはまた、製造業の
すべての諸手段のうちで最も重要なものの一つである、とい
うよりはむしろわれわれは、とびぬけて最も重要なものであ
る、というべきである。それは、けだしグラスゴー、マンチ
ェスター、リーズ、バーミンガム等——製造業、富および人
口において巨大な進歩を示した——の住民が、カンタベリー、
ウィンチェスター、エグゼター等——かなり停滞的であつた
——の住民よりもヨリ勤勉である、あるいは創意に富んでい
るというためではなく、前者が豊富に燃料を供給され、後者
はそうでないということのためである。蒸気機関の発明以来、
火力は、動力として、水力または風力よりもきわめて重要な
ものとなった。さらに、技術 (the arts) の現状のもとでは、
豊富な燃料供給を安価に得られない人々は、進歩の過程で隣
人に遅れをとらざるをえない。

木材は、フランスおよびほとんどの大陸諸国家では重要な

燃料である。しかし、わが国では、それを燃料としてかなりの程度使用するには、全く乏しすぎるし、かつ高価である。しかしながら、この点でのわが国の欠乏は、わが国がまさしく最上の石炭を無尽蔵に所有するという幸運に恵まれているので、ほとんど重要ではない。だがこの非常に貴重な鉱物は全国に均等に賦存してはいないのである。大炭田は主に北部諸州にある。さらに、石炭はかなりの荷嵩品でかつ重量品なので、その価格は、ロンドンや「イングランド」南部の内陸地方——石炭は遠距離航海によって、または長く延長された内陸航行によって運送されなければならない——では、著しく高くなるにちがいない。

生活必需品としての、ならびに技術における石炭の重要性を考慮に入れれば、事実に通曉していない人が、石炭はあらゆる種類の租税ないし賦課を免除されており、さらに炭鉱からはるか遠方の地方に石炭を運送するためにあらゆる可能な便宜が与えられていると結論したのは当然であろう。このことはすべての人が先験的に推論したがることである。だが残念ながら、このことは、イングランドの石炭業界が扱われてきたやり方ではない。一般的にいえば、わが国の商業・財政

制度は、ヨーロッパのいかなる国よりも開放されかつ自由な原理に基いているが、しかしとくに石炭業の場合には、このような差違を主張することはできない。反対に、この重要な産業部門は最も不公正で、かつ抑圧的な諸規制を受けている。そしてそれらを甘受してきた忍耐強さというものは、われわれを最も有害な悪弊と和解させるための習慣の力をはっきりと示している。*

*この段落、および以後の一、二の段落はこの主題について、エディンバラ・レビュー(The Edinburgh Review)の第一〇一号に公表した論説から借用されている。

政治学のイロハを知っている人はだれでも、最も不可抗的な必要という圧力以外には、イングランドのような国の政府が石炭という必需品として欠くことのできない、しかも製造業の一つの手段として重要な財貨に対して課税することを決して許すことができるものはなかった、ということを勧んで認めるであろう。そしてそれと同様に、もしかゝる租税の賦課を免除すれば危機が起るといのであれば、それはすべての階級と地方に等しく課せられるべきであるということが普遍的に承認されるであろう。人はほとんど、全く平易な原理を守るために一言するのを恥じるものである。たとえ公共的

急務がかくかくしかじかのものであり、それはバンに課税する以外の方法ではたすことができないとしても、この課税がハンバーの南の諸州に限定され（もちろん、それはひどく重い課税になるにちがいない）、しかも帝国の残りのすべての州はその作用から免がれるということが立法化されるとしたら、議会の考えとは一体いかなるものなのであるうか？ かゝる行為は、政府の支配の下にいるすべての人たちに同一の保護を施し、彼らすべてに同一で均等な負担を受けさせねばならないという政府の第一の責務の一つの明白な違反ではないだろうか？ しかし、これらの明白で、かつあまねく認められる諸原理は石炭税の場合には踏みにじられてきた。石炭税は言訳に主張する必要という口実すらありもせずに課せられてきた。さらに、それは帝国全体には影響を及ぼしてはいないが、たゞその特定の部分にのみ影響を及ぼしてきた。もしそれがもつばら石炭が生産され、したがって元来、それが最も安価である地方の住民にのみ負担させられたのだとすれば、たぶん、その不平等に賛成して何がしか言うべきことがあったかもしれない。だが、前述の事柄はこうした問題ではない。石炭税は水上輸送炭のみに、あるいは海路で遠距離を運

送される石炭に課せられ、炭鉱の近隣で消費される、あるいは陸路で運送しうる石炭には及ばないのである。ノーフォーク、サフォーク、エセックス、ミドルセックス、ケント、サリー、サセックス、ハンプシャー、デボンシャー等のようなイングランドのすべての南部諸州は炭鉱を欠いており、北部から石炭を海路で搬入せざるをえない。そしてこれが事実であり、炭田はたまたまノーサンバールランド、ダーラム、ラシカシャーやウェールズにあるが故に、政府が介在して、首都ならびに南部諸州に送られる、元来高価格の石炭をチヨールドロン当り丁度六、シリング——炭鉱主が売却する石炭価格の優に五〇％にあたる——の海送炭税を課することによって騰貴させているのだ。トルコか、スペインにこれほどひどく不公平で過酷なならかの租税があるかどうかを私は知らないが、他のどのヨーロッパ諸国にもこれに匹敵するものはないと断言しても過言ではないと思う。北部の貴族階級とジエントリーは、たったの六ペンスの税金も払わないで、彼らが望むだけの量の石炭を消費することができるのである。ノーサンバールランドとダーラムの最も壮大な城に住む貴族が、イングランド南部における小屋住の最貧住民を過酷に圧迫す

る租税を免がれている。イングランドの諸権利の平等に関してどんなことがいわれようと、この租税が存在するかがざり、彼らの負担の公平について語ることはばかばかしいというよりもっと悪質なことなのである。

* 運河でロンドンに送られる石炭には低率の税を負わされている。以後、このことが銘記されるべきであろう。

南部の農民階級の条件と比較した北部諸州の同じ階級の優越した条件は、帝国のさまざまな地方に通曉しているあらゆる人たちの注意を強く引き付ける事柄である。ケントやその他で全く肝をつぶさせた極悪な無法行為の扇動者は労働階級のものではないという下院で最近行なわれた陳述は事実⁽¹⁾に立脚していることが判明するであろうと思う。しかしながら、農民階級が主として打穀機の破壊に加わった当事者であったということとは否定されていない。これまで誤った思想は農民階級の間に根づかなかつたし、彼らの行き過ぎは主として赤貧によつて鼓吹された絶望と無謀さに帰されるべきであるということが、実際、一般的に信じられているように思われる。しかし、たとえその他の問題についていかなる意見の違いがあろうとも、貧民の状態に精通している人はだれでも、彼らの窮乏を救済する何らかのことがなされなければ、最も悲惨

な結果が続いて起ると予想しうる、と確信していると思われる。このような悲しむべき結果に導いた——南部諸州の労働者をこれまで北部の労働者以下に押し下げた——諸原因に関する長つたらしいなんらかの探究に乗り出すことは、我々の目的と範囲に、同じく矛盾するであろう。たぶん、両者の相違の多くは、南部にかなり長い間普及している賃金と救貧税⁽²⁾とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、このことは、こゝで働いてきた人たちの地位低下の唯一の原因ではない。ケント、ハンプシャー、サフォーク等の労働階級が遭遇している特有の貧困と悲惨さのかなり多くは、石炭税および石炭業界が受けている様々な規制の作用に帰せられることは疑いない。もし南部諸州で使われる牛肉かパンに北部には及ばない重税が課せられたとすれば、一体誰がそれがその作用をうける諸個人に対して最も有害な影響を及ぼすであろうということを疑うであろうか？ しかしながら、燃料は前に言及した財貨のいずれとも同じように全く必須のものである。もしそうであるとすれば、それへの課税は、このような負担を免がれる人びとと比較して、それを負担する人びとに等しく影響を及ぼし、かつ彼らの状態を押し下げ

ることにならないのであろうか？ しかしながら、その直接的結果によって、石炭税が有害であるというだけではない。間接的にも、それを受けねばならない人びとから、さもなければ、彼らの自由になる雇用手段を奪うのである。今、一目で、製造業と雇用の中心地を知ろうとする人は、炭鉱地帯を区分しているイングランドの地図を手取るだけでよい。しかしこうしたことは万物の自然的摂理 (the natural order of things) ではない。もしそれから成長して大きくなりすぎていく税と諸規制が廃止されたならば、海路による石炭の運送費はそれだけ削減され、現在、炭鉱の近隣以外では経営しえないうち多くの産業部門がかなり離れていても経営できるようになるであろう。しかも、現在、困難でありながらも、炭鉱から遠く離れた諸州で経営されている多くの産業部門も、かなりたやすくしかも上首尾に経営されるであろう。

こゝに、上院委員会の第二報告での陳述があるが、それはこれまで述べてきたことをはっきりと例証している。ノーリッジの製造業者、ウィリアム・スターク氏は上院で次のような事実を証言した。糸が手で紡がれていた間は、ノーリッジで使用されたすべての糸はそこで紡がれていた。しかし、糸

が機械で紡がれるようになってしまつて以来、課税に帰因する、石炭の高価格が人びとに機械を据え付けられないようにしたが、故に、ノーリッジはこの産業部門を全く失つてしまつたのである。スターク氏がこの証言をした時、ノーリッジには四〇〇〇人、五〇〇〇人の失業者がいた。そして、たぶん彼らの三分の一は、石炭税がなかったなら、そうした状態にはならなかつたであろうと言つても過言ではない。

最近刊行された、アイルランド貧民の状態に関する下院の最近の委員会のきわめて有益で立派な報告のなかで、われわれは次のような段落を見出す。「もしアイルランドの製造業が存続せらうとすれば、それは機械の充用によつてのみ可能である。しかし、これは石炭への課税によつて妨げられている。訊問された最も聡明な証人の多くは意見を同じくして、石炭税は製造業の成長を妨げようとするものであると表明した。蒸気船の普及に大いに貢献しているウィリアム氏は、次のように陳述している。『商船隊は頻繁に空荷でリヴァプールからダブリンに戻ってきます。そしてもし石炭が課税されなければ、アイルランドへの石炭搬入の増大によつてこの復路交易がかなりの程度提供されるでしょう。トン当り一シ

リングの引き下げでさえ石炭をアイルランド内部へ送り込むようにするよう局面を一変させるでありましょう。』もう一人の証人は、ダブリンの主要な製造業者の一人を典拠にして、次のように証言している。『石炭税の廃止はある一商会の労働需要を二倍にするでしょう。ですから七〇〇人の労働者が雇われているところでは、一四〇〇〜一五〇〇人が雇われるわけです。』アイルランド銀行の取締役で、商業会議所の秘書長(Secretary to the Chamber of Commerce)であるロー氏は、次のような所見を述べている。『もしこの交易が諸制限を解除されれば、イギリス海峡を横断する小舟艇は、多くの場合、復路の石炭船荷を運んで戻ることに従事することができるでしょう。』同証人は続けて言っている。『これらの税金の直接的な実際効果はこの国の産業を疲弊させ、したがってまた困窮を増大させることであります。この特別に不利な条件によって、多くの場合、とくに石炭税を支払わないスコットランドの競争相手の競争にもちこたえられないと感じるアイルランドの製造業者は自分の失敗を立法機関の不正さの所為にしたがるのであります。』苦情を訴えられているのはたゞ税金のことばかりではなく、『税関で必要な諸規制

から生じる』制限『や遅滞』もそうである。これらのことは、当然、窮境を一層悪化させ、またそれとほとんど劣らない程、石炭価格の騰貴をもたらす。石炭の自由交易はたんなる税額以上に、価格引き下げを伴うであらう。もし現在トン当り二〇シリングで売られている石炭が課税と規制を免除されたならば、製造業者はそれを一四シリングないし一五シリングで買入れるのであらう、とロー氏は考える。価格下落がそれほど著しいとすれば、あるいはそれほど重要では全くない価格下落でさえ、アイルランド中のあらゆる種類の醸造業者やその他の製造業者はそれを痛切に感じざるをえないであらう。それは、内陸の蒸気力航行、およびこの国の商業的諸関係に特別の便益をもたらさざるをえないであらう。』委員会はこれらの根拠にもとづいて石炭税の廃止を勧告している。「出来るだけ早く、それが帝国の財政的利益と矛盾することなく実施されるべきである。」

さて、もし石炭税がチョコレート当り二シリング五ペンスしか達していない、しかも泥炭がかなり豊富なアイルランドにおける石炭税の影響がこの通りであるとすれば、それが六シリングで、そのうえ泥炭もほとんどないイングランド南

部におけるそれはどんなものであるにちがいないのであろうか？ 石炭税の不正な影響に関して、アイルランド救貧委員会(The Irish Poor Committee)が審問した証人が行なったあらゆる陳述および委員会自身が作成したあらゆる所見は、レンスター(Ulster)ないしウルスター(Ulster)にと同様に、ケントないしミドルセックスに適用したとしても、全く正しい。石炭税でひどく損害を受けているロンドンや南部のその他の諸地方で営まれている多くの重要な事業活動についてちょっとの間でも考える人びとは、それを廃止することが議会権限で採られるべき他のいかなる措置よりも、産業を奨励し、したがってまた労働需要を増加させるために、多くのことをなすとげるであろうと考えるわれわれに同意するであろう。首都に精通している人たちには、この最も拙劣な租税の圧迫のために、その近隣に確立されていたいくつかの製造業の大部分がすでに衰退してしまっていることを知らさせる必要はほとんどない。

したがって、貧民に対する石炭税の有害な作用は、真昼の太陽のように明らかである。それは、彼らから雇用を奪い、また彼らを寒さでこぶえさせる。わたしたちは、燃料の不足

と高価格が引き起こしたひどい困難およびその結果、植込みと柵が破壊の浮目にさらされることを無視する、南部諸州と関係のあるジェントルマンがいるかどうかを尋ねたく思う。

だから、ケント、サリー等の貧民の困窮は立法機関の干渉によってほたいして軽減されえないということに敢えて言わないことにしよう。彼らを物質的かつ直接的に救済するためには、われわれは、彼らを他人を遇するように処遇する、すなわち彼らにヨークシャーやノーサンバーランドの農民層と同じように燃料を供給するようにならなければならないだけである。われわれは、この救済で十分であると言おうとは思わないが、合理的人間であれば、それがきわめて重要であることを疑うことはできないのである。しかも不平等と圧制を継続せずには、この救済をとりやめることはできない。

「アダム」スミス博士は正しく、次のように述べている。豊富な燃料供給がきわめて重大なことを考慮に入れながら、かりに奨励金(Bounty)がともかく正当化せらるるとすれば、それは石炭を炭鉱から消費者まで運ぶことに対して与えられる場合であろう。しかし、「石炭が自然的に安価なところでは、それは無税で消費されるのに対して、石炭が自然的に高

価なところでは、それは重税を負わされる、」(Wealth of Nations, iii, p. 451)⁽³⁾というのがわが国の政策である、と彼は付け加えている。このような税の悲惨な影響、あるいはそのひどい不正ということがその最も顕著な特徴であるかどうかを確定することを他の人たちに委せよう。

だが不公正はこのこと以上にさえ進みうるのである。海送炭に特別税を課すること、況んや、特定の地方にだけ運ばれる海送炭に課税すること以上に過酷なことはない。目下のところ、これが問題の「海送炭」税に関する事実なのである。

この租税は極端な厳しさでイングランド南部諸州に降りかゝっているが、他方で、ウェールズでは比較的軽く、スコットランドには全く影響していないのである。一七八九年の革命の勃発に少なくない役割をはたしたフランスの塩税(*gabelle*)⁽⁴⁾も石炭税ほどには不公平ではなかった。しかしながら、われわれは、スコットランドが石炭税を免がれていることに反対するものではないということは、ほとんど確かである。そしてこのために、少なくとも、スコットランドは故メルヴィル卿⁽⁵⁾に対して厚い恩義がある。われわれが反対するのは、帝国のある地方では廃止されている租税——けだしそれが公

衆の繁栄を破壊するものであることが証明されている——が、その他の地方では維持されている——そこではそれは全く有害なものではない——ということ、である。ロージェンズ(Lothians)およびベリックシャー(Berwickshire)の労働者はケントやハンブシャーの労働者ほど燃料税を払えないのであるか？ ノーリッジの製造業者は、同じく、パース(Parh)の製造業者よりも石炭税で破産しにくいのであろうか？ これらの設問には否定的に答えられねばならないということは誰でも知っている。けれどもヘンリーIX世を欠いたこと、あるいは他の何らかの原因から、南部諸州は北部が四〇年間免がれていた悩みの種を受け続けている。

しかしながら、南部にさえ海送炭を無税で使用しうる限定された一地方——オシアスの栄を与えられた地方——があるということに言及しないのは不誠実であらう。一七九七年、プリストル海峡のニューポートで終点となるモンマウスシャー運河の資金応募者たちは、彼らに無限の信用をもたらずある種の経営手腕——それが他の人たちにどんなことをもたらずにしても——によって、海峡の入口にあるホルムズ諸島より西へ運ばないことを条件として、石炭を無税で積み出す権

限を獲得した。そして、かくしてこの恵まれたカンパニーに指定された範囲内に、プリストル、ブリッジウォーター、およびその他の若干の人口稠密な地方が入っている。この特権の効果はきわめて印象的であった。もし、わが読者諸君がイングランドのどんな地図にでも書かれているプリストル海峡をたゞ一瞥しさえすれば、ほどニューポートと同様に豊富に石炭を供給するカーディフが前者からほんのわずかしか離れておらず、しかもまたあらゆる点で大規模な石炭業を営むために位置してもいることがわかるであろう。しかしながら、

ニューポート炭が排他的に沿岸〔石炭〕税の免除を享受した結果、ニューポート炭積み出し量は年間約五五万トンに達し、他方で、カーディフからの石炭積み出し量はたった約六万トンにすぎないのである。(上院第二報告・一六五ページ) 不公平と依怙夤縁はさらに続きうるのであろうか? スコットランドの農民層はケントやサリーの農民層ほどには租税の支払能力がないというが事実ではないとは言ふものの、プリストルおよびブリッジウォーターの市民はデットフォード(Dorchester)やロチェスターの市民と比較されるほど同じ不運な境遇にあるのであろうか? さらに、モンマウスシャー運河会社

が、カーディフやスワンジーの炭鉱主には与えられていない、石炭を無税でプリストルやブリッジウォーターに送る特権を享受するほどこの会社は真に称賛に値する何があるのであろうか? かゝる例外をうまく説明しかつ十分に根拠を示すことのできる人たちは、アルカヴァーラ (The Alcañala) ⁽⁶⁾ が最もすぐれた租税であり、またドン・ミグエル (Don Miguel) ⁽⁷⁾ がヨーロッパ諸公子のなかで最も慈悲深く、また啓蒙的であることを証明するのにほとんど困難はないであろう。

当分の間、海送炭税を除去することは、その存在が現在進行中の運河と鉄道を建設する事業計画に刺激を与えるものであるのがゆえに、不適當であると言われているのを伝え聞いた。だが、このような計画の投機業者 (the adventurers in such schemes) がどのようなことを言おうとも、どんな国務大臣または立法者でもかゝる主義を公言するほど大胆であろうとは決して思われない。われわれは、他のある利益よりもある利益を全く優先させることをひどく憎む。だがもし優先権が証明されうるとすれば、現在全く不当にも石炭税によつて不振をかこっている海運業者にも、ごく控え目に言つても、問題の計画の発起人たちと同様に、恩顧と保護を、全く正当

に要求する権利がある。鉄道が、石炭税のごとき産業にとつてひどく有害な租税を維持しなければ敷設されえないとすれば、そんなものは決して存在しえないことをわれわれは願う。このような事業の資金応募者たちに、海送炭税が存続するものと仮定することで、思い違いをしないようにさせよう。これほどひどい不公正が永続しようというのは、必然的なことではない。

政府に支払う、海路で運ばれる石炭チョコレート当り六シリングの税のほかに、海送炭、とりわけロンドンに搬入される海送炭は、なお一層弁護の余地のない、可能なかぎり多種多様な賦課金を掛けられている。しかし、これらの諸項目の吟味に移る前に、石炭の主な費用と価格について多少説明しておこう。

炭鉱主の独占⁽⁸⁾について多くのことが、たびたび言われてきた。しかしわれわれは、その事情についてかなり注意深い吟味をしたのち、かゝる独占はかつて存在しなかったこと、しかも首都における石炭の法外な高価格は、もっぱら、石炭が炭鉱主の手中から離れる時から消費者の地下石炭置場に入る時まで⁽⁹⁾に課せられるさまざまな租税や賦課に帰せられるべ

きものである、と納得している。炭鉱主は自分たちの石炭に独占価格を獲得するどんな手段をもっているのであるか？ 彼らはいかなる種類の排他的特権も享有していない。彼らは、多数の人から成っている。そのうえ、炭鉱業は、ほかのどの業界とも同様に、加わることを望むすべての資本家に対して開かれているのである。イングランドおよびスコットランドの東西両沿岸並びにウェールズの南部地方の、石炭を積み出す場所の総数は、価格を吊り上げるならかの一般協定が多数の炭鉱所有者の間でおこなわれようと想定することを全く空想的なものにしている。またたとえかゝる協定が結ばれたとしても、それを維持するのは不可能である。石炭を生産する能力は現在の需要をはるかに上回っている。多くの新炭鉱が、最近、開発されたし、そのうえ価格が人為的に騰貴したとすればそれ以外の多くの炭鉱が操業するであろう。あり余る量の石炭を、限定されかつ既に充溢した市場に投げ入れるという破滅的な結果を経験したタインおよびウェア両河地域の炭鉱主たちは、時折会合し、其々の炭鉱主が、自分の石炭が売れると考え、また彼が売りたいと思う値段を指定しつつ、彼らは、共同して、ありうべき需要(the probable demand)に

の採用によってかなり減ったことは確かであり、そのうえこの称賛すべき器具の採用がなければ全く放棄されていたにちがいないいくつかの炭鉱が今採炭されている。しかし、今でも時々、坑夫たちの不注意やその他の偶発事故から起きている爆発のほかに、炭鉱は、盤ぶくれ (creeps)、あるいは天盤の沈下、さらに浸水あるいは見つけられない、したがってまた防ぎえない亀裂を通じての旧切羽からの浸水によって、きわめて破壊されやすい。実際、この種の資産に伴う危険が大変大きいので、炭鉱経営に保険をつけることが可能であったことはない。

炭鉱主で最も名のある技術者、しかも石炭業の状態に詳細に精通している、ウォールズエンドのバドル氏は上院の委員会で次のように証言した。「運のよい個人や会社的手中にある多くの炭坑はたぶんくじ引きの賞金のように自らのリスクにしたがって合理的で公正であると看做されてよい利潤以上の利潤を得てきた。けれども、一つの業界として、両河川で充用された全体の資本をとってみれば、必ずしもそのことは妥当しない（と彼は言うはずである）。」（第一報告、五六ページ）⁽¹⁰⁾

「彼は」再び質問されている。「タインおよびウェアの炭鉱

主たちは、一般的には、彼らの充用資本に対してどれほどの利益を得ているのか？」彼は「次のように」答えた。「私の知っている限りでは、資本償却のための何らの特別利子を差し引かない単利 (simple interest) として、一〇%の利益を決して得ていない、とします。」⁽¹¹⁾（五七ページ）

堅坑の掘鑿、蒸気機関等の設置および事故のリスクのほかに、石炭は、地表に運ばれてから、たびたび、船積み場所まで七ないし八マイル運搬されなければならない。このような事情にある諸炭坑の所有者たちは、かなりの場合に、炭坑と沿岸との間に介入する地主らを通じて、交通の便または軌道を開設する権利のために、一年当り五〇〇ポンドに達する通行地代を支払わなければならない。

しかし、炭鉱主は、なおいっそうの困難を蒙る。ロンドンで使われる石炭の小さいことが首都を訪れる北部出身のあらゆる人々たちによって一様に指摘される。それにもかゝらず、奇妙なことと思われるかも知れないけれども、塊炭 (large lumps) 以外の石炭はタインおよびウェアからロンドン向けに船積みされていないのである。しかしながら、石炭が消費者に渡るまでにこうむる変形の原因を見つけることは困難では

ない。そしてそのことは、業界がおかれている諸規制をみるとに例証するのである。石炭は、名目的には、炭鉱主が荷主に重量で、またはチョールドロン炭車——完全な場合には五三ハンドレッドウェイトを含むものと想定され、しかも税関職員によって証印が押される——で売却される。しかし、炭車の重量は積み込まれる塊片の大きさにかなり依存するのであり、だから、実際は、石炭は容量で売却されるのである。ニューカスル生まれで、石炭業に十分に精通した著名な数学者ヒュートン博士はそのことを次のように説明している。「正確に一立方ヤード(ほぼ五ポール(12)に等しい)の量がある石炭が中位の大きさの塊片に砕かれるとすれば、七・五ポールと量られることになる。また、もし非常に小さな塊片になれば九ポールと量られることになる、そしてそのことは、容量に対する重量の比率は石炭の大きさ次第であることを示している。だから重量によって勘定することが最も合理的な方法である。」荷主はこのことに十分気づいており、しかも炭鉱主に塊炭(large coal)だけを供給することを要求している。この原則は、ロンドン市場向けのすべての石炭が、スクリーンにかけられる——技術的にそのように呼ばれる——、ある

いは篩を通過する——より小さな塊片を選り分ける——程度によって、実行に移されるのである。しかしながら、石炭はそれに続くあらゆる段階で容量によって売却されるがゆえに、石炭が炭鉱主によって引き渡されるや否や、消費者に届く前に売り継がれる炭鉱主以外のあらゆる人々の利益はそれをより小さな部分に砕くことである。バドル氏は次のように言う。「船主、および消費者から炭鉱主たちに及ぶ完全につながっている石炭取引商人に至るまでの人は誰でも塊炭(round coals)をやかましく要求します。その目的は何でありましょうか？ われわれは炭車に重量で積み込むのですが、容量で売っていることがひどく悪評を招いています。そのうえ、それらの石炭が炭鉱から消費者の地下石炭置場へと行きつくまでの誰の手元でも、それが持ち手を変えられる時はいつでも、容量がふやされるのです。従って、炭鉱主から消費者に至るまでのあらゆる人が石炭のどんな破砕によっても利益を受けるのです。このことは、私が乗組員が大工用掛矢で石炭を破砕するのを防ぐために人を甲板に配置することが必要であると気づくほど、しばしば行なわれてきました。ロンドンの多くの小売商人の利潤は主として石炭の破砕による容量増加から生

ずる、と私は考えます。」(上院第一報告、五九ページ)⁽¹³⁾元石炭検査官のバーイン氏は、次のように言明している。「私は、石炭がたゞかれて小片にされるのを見ずには決して、仕事に行けませんでした。」(下院報告、四六ページ)⁽¹⁴⁾さらに、最も聡明で、かつ大炭鉱主の一人であるブランドリング氏は、破碎の結果、石炭は、ロンドンでは、甲板に置かれてスクリーンにかけられず、しかも追加的な破碎を蒙らないものに比べて粗悪な大きさのものにされる、と陳述している。(下院報告、二六〇ページ)⁽¹⁵⁾

このような制度がこれほど長く維持され続けたことは、全く驚くべきことである。多くの議会議法が石炭計量上の詐欺行為から公衆を保護するために成立した。しかし今なお、石炭を隣人よりも小さく破碎する石炭商人なら誰でも、同じ量をそれ以上の容量にすることによって、顧客から、彼らにヨリ大きい石炭を容量不足で売ることによって、全く効果的に、詐取するであろう。しかし、下院議員諸公は再三、疑おうとしない市民から詐取するこの安易な方法に、注意を促されたけれども、今まで、彼らの最小の関心さえ引き付けたとは思われない。彼らは、リキュールが樽の注ぎ口で漏れているのに、

アイルランド風の明敏さで、ロック (the spigot) を閉ぐことに従事しつづけたのである。

だが、すでに述べてきたことは容量による石炭販売を強制する諸規制から生じる弊害全体を説明するのには十分ではない。スクリーン法 (the process of screening) によって選別される石炭はしばしば全くおびただしい量にのぼり、かなりの場合、全体の二〇%から二五%に達する。パドル氏は次のように言う。「私は、ある炭鉱で、毎日、九〇から一〇〇チヨールドロンにのぼる多く「の石炭」が台無しにされているのを知っています。もしそれが消費されなければ、地表全体を蔽ってしまいます。しかし、それを燃やせば、きわめて有害です。つまり、それは周囲の大量の農作物を台無しにし、そのため私たちは農作物に与えた損害および土壌の損傷に対して、大金を払って弁償することになります。」(上院第一報告、七二ページ)⁽¹⁶⁾石炭のボタはこれほど厩大である。そのうえ、炭鉱主は、これほど厩大な量の「石炭の」損失のために自ら補償し、また焼却で他人に与える損害を弁償するために、売却される石炭に高価格を付けることを余儀なくされる。

下院の委員会は次のように述べている。「北部の炭坑地方

では「埋蔵」石炭量に関してさまざまな意見がある。しかし、たとえその石炭量が最も樂觀的な人たちが想像するほど大量であることがわかったとしても、いかなる技術（art）でも再生することができないほどの、貴重な商品の膨大な残余を遺憾とせずには擬視することは不可能である。たとえ石炭の量が無尽蔵で、また問題のボタが取るに足りないものであるとしても、販売価格がこの工程によって騰貴せざるをえないことは明白である、とわたしたちは考える。生産と地表への運搬の費用は、ボタ炭（the wasted coal）にも等しくかゝり、スクリーンにかける労働はわずかなものではない。ブランドリング氏は次のように述べている。彼が従事するある炭坑では、炭鉱主らはスクリーンにかけられた石炭に対しては二三シリングを得るが、同じ石炭でスクリーンにかけられていないものでは一八シリングを得る。」（同報告、一三三ページ）⁽¹⁷⁾

容量に代わる重量による石炭の販売は、炭鉱主と立法機関の諸委員会によって勧告されたように、だから、重要で著しい改善となるであろう。それは、炭鉱主がスクリーンにかけの必要を取り除くことによって、彼らに石炭をかなり安く売ることを可能にするであろう。それは、荷主や小売商人から

石炭を破砕するあらゆる動機を減じるであろう。さらに、それは公衆が今さらされている詐欺行為に対抗して彼らになしとげうる最良の保証をもたらすであろう。

しかしながら、現存制度で利益を得ている人々によって、重量による石炭の販売は実際には詐欺行為を終らせずに、たんにそれを新しい径路に変えるだけであろうし、そして詐欺行為を石炭を濡らすこと——現在、石炭を容量不足で売るために行なわれている——によって行なわせるであろう、といわれてきた。だが、この主張の根拠が薄弱なことは明白である。自分たちの所に運ばれた石炭を計り直そうと考える人はめったにいない。またそのほかに、既に説明したように、容量の正確さというのは、石炭の大きさを規制することが不可能であるかぎり、詐欺行為に対する保証にはならない。しかし、石炭が重量で売られるとすれば、誰でも、すぐに、それが異常に濡れているかどうかを見分けるであろう。自分の顧客たちをこの方法で騙そうとするいかなる商人も、すぐにその職業を失なうことになるであろう。これが、いかなる個人でもできる限り適用しなければならず、しかも砂糖やその他の多くの諸商品の販売における詐欺行為を防ぐために実に効果的

であると思われる自然的抑制(a natural check)というものである。だが、実際、石炭の重さが濡らされることよって増加しうる程度というのは、どんな場合でも、ほんのわずかであり、しかも塊炭(large coal)の場合には全く取るに足りないほどである。ホーン氏は、この問題の解明に多くの光明を投げかける実験をした聡明な石炭商人の一人である。彼は、濡れた「石炭」袋に二ハンドレッドウェイトまたは二四ポンドの粒炭(small coal)を入れて、それからそれを十分に濡らして、すぐに重さを計ってみると、重さが二八ポンドふえて、いることがわかった。石炭を袋に入れたまゝ一時間たつと、その増加した重さは二〇%ポンドに減り、さらに三時間そのまゝにしておくと、一四ポンドに減ってしまった。ホーン氏は次のように述べている。六時間後には、増加した重さはなお一層減つたにもかゝらず、石炭はひどく濡れているので、彼はそれを誰にも渡すことが出来なかった。(下院報告、九〇ページ)⁽¹⁸⁾ 適当な大きさの石炭(good sized coals)を同じ方法で処理すると、三時間後の濡らしたことによる重量の増加は二ハンドレットウェイトにつきたった六%ポンドに達したにすぎなかった。次に、塊炭(large coals)を濡らした場合、三時間

後の二ハンドレッドウェイト当りの増加分はわずかに四ポンドにすぎなかった。だから、石炭が重量で売られたとしても、濡らすことによる詐欺行為のために懸念されることは何も無いことは明らかである。そのような犯罪は盲人相手にすらいに行い得る類のものではない。ましていやしくも両目の見えるあらゆる個人に対して犯すことはできる筈のない犯罪である。このような主張は、補強証拠を必要としない。しかしそれが必要とされるのならば、スコットランドおよびイングランドの多くの地方の経験でわかるであろう。スコットランドでは石炭はどこでも均一に重量で売られており、しかもわれわれはこの慣行が石炭がひどく濡らされる原因となると今まで言われたことを聞いたことがない。だから、重量による販売方法に対するこの異論ほど無益なことは何もないし、またわれわれは、立法機関が容量による販売慣行——一方で価格を吊り上げ、また膨大な量の石炭の破壊をもたらしながら、あらゆる種類の詐欺行為の遂行に対して扉を開く慣行——を終らせるために介入する必要があるかどうかを十分に調べるよう期待するものである。

詐欺行為を取り除くほかに、重量による石炭の販売はその

受け渡しの際の多くの労働を節約する手段となりうるものである。現在、ロンドンで引き渡されることになる石炭は、一様に、其々三ツツシエルを入れる石炭袋 (bags) ⁽¹⁹⁾ に入れられ、さらにそれから再び平均して、三一の石炭袋を入れる荷馬車に入れられる。ところで、この石炭の袋詰め作業はたいへんな労力を必要とし、かつ費用のかゝるものであり、しかも十中八九は、完全に不要な過程である。重量による販売という方策が採用されれば、側面を囲まれた荷馬車を使用し、その中に石炭を解から直接バラ荷で引き渡すことが出来る。石炭の重量は、石炭を満載した時の重量から空の荷馬車の重量を差し引くことによつて確定される。このようにして、袋詰めをする労働の無駄が完全に避けられるばかりでなく、投げ込み (shoving) (と称せられている) または荷馬車から消費者の地下石炭置場への引き渡しは容易になる。これほど望ましい変更を実現するために、適当な官吏の監督のもとで、計量機を主な埠頭近くに組み立て、さらに「ロンドン」市内にくまなく配置すること以外に何も必要ではないであらう。空の荷馬車の重量、荷積み後に埠頭を出発する際のその重量、さらに(その結果) 荷馬車の中の石炭の重量を正確に示す官吏によ

る証券 (ticket) がなければ、荷馬車がいずれの埠頭を離れることも許可すべきでない。さらに、埠頭と消費者の家との間で犯されるかもしれないあらゆる詐欺行為を防ぐために、消費者が彼が適当であると考える場合、最も近くにある計量機で再計量するために、荷馬車を赴かせる権限を与えられるべきであり、そしてその重量が不足しているとわかつた場合には、その石炭は没収されるべきである。これが、エディンバラ、グラスゴー等で採用された石炭引き渡し方策である。それが、詐欺行為を防止するために本当に効果的であることは明らかであり、しかも、欠陥のある「制度」の半分の費用もかゝらないのであり、またペンサムがそれをよく名付けるように、詐欺発生と詐欺防止の制度がこのあとについて行く。***

* 石炭を荷馬車が近づけない寺院の若干の場所やまたその他の場所に運ぶといういくつかの場合には、袋詰め作業は必要である。

** 下院委員会は波止場で計量された石炭が有蓋荷馬車で消費者に送られればよいと考えているように思われる。だが、これらの荷馬車が途中で無蓋ではないと誰が調べることが出来るであらうか？

石炭を再計量し、しかももし重量不足があればそれを没収する権限以外に詐欺行為を防止するのに十分なものはないであらう。しかもこれが、荷馬車が有蓋であるか有蓋であるかに関わりなく、詐欺行為を等しく防止するであらう。

訳者註

- (1) このページの報告とは以下で再三引用をなしているように、原著者の表現では、下院報告および上院の第一報告、第二報告を指す。このように上院第二報告のタイトル等は訳者によってなす不明であるが、下院報告には“Report of the Select Committee on the Coal Trade; together with the Minutes of Evidence and Appendix, 1830”, House of Commons, 1830 (603), VIII (IUP Series of British Parliamentary Papers — Fuel and Power: Coal Trade 1, 1969) や第一報告には“Report from the Select Committee of the House of Lords appointed to take into Consideration the State of the Coal Trade: — with the Minutes of Evidence taken before the Committee; and an Appendix and Index, with Map and various Sections (15th June 1829)”, House of Lords, 1830 (9), VIII (IUP Series of British Parliamentary Papers—Fuel and Power: Coal Trade 1, 1969) や、以下“前者を“Commons’ Report of 1830”, 後者を“Lords’ Report of 1829”, と略記し、原著者による引用箇所——本文中による原著者による註が付けられているが——を示すことにする。但し、後者においては原著者によって指示されたページ数と本訳者註によるページ数とは一致しない。それは、原著者が参照したのは一八二九年六月一五日付の上院の命令で印刷されたものであり、本訳者のそれは三〇年二月八日付で上院から送付された同報告を下院が同日付で再度命令して印刷されたものであるからであると推測される。
- (2) 「賃金と救貧税とを同時に混合する有害な慣行」とは、ギルバート (Gilbert’s Act=An Act for the Better Relief and Employment of the Poor, 1782) ・スピアナムランド (Speenhamland (Berkshire) System, 1795) 体制下における院外救済としての賃金補助制度を指している。ギルバート法は旧救貧法体系下のもので労働能力を有する貧民に対して幹旋した仕事に対する賃金が救貧（生活維持）基準に達しない場合、その差額を救貧税より給付するという院外救済をはじめて法制化したものである。このギルバート法のもとで、その地方的制度の典型として設立されたのがスピアナムランド制度である。これは賃金価格と家族規模に比例して救貧額を決定したのみならず、現実就業している貧民にも基準以下の賃金をうけとっている場合その差額を手当（賃金補助）として支給するという院外救済拡大の頂点に位置するもので、当初英仏（ナポレオン）戦争と凶作期の応急策としてイングランド東南部を中心とする多くの教区で採用されたが、一たび確立されてしまった後、一八三四年の改正（新）救貧法成立に至るまで存続した。（田代不二男『イギリス救貧法の発達』一九六九年、八六—九〇ページ。山之内靖『イギリス産業革命の史的分析』一九六六年、三二—三四—三六ページ。を参照）このギルバート・スピアナムランド体制の歴史的性情をめぐってわが国で多くの論争がある。
- (3) 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』Ⅱ、一九六九年、一五八—一六二ページ。
- (4) 中世以来のフランス王室の重要な収入源となった塩の消費

税。税率および徴税方法は、地方により雑多であったが、ユルベール時代に全国を6地区に分ける税制統一を行った。そのうち最も重要な「大塩税区」では塩の消費に課税されただけでなく、塩の最低消費量が定められ、強制された。地区には塩の売捌所が設けられ、売捌価格はまちまちで、時によって変更された。パリその他の都市には特権が認められ、消費の強制は行なわれなかったが、いずれにしても塩税は人民の苦痛の源泉であり、怨みの的であった。塩は生活必需品であるにもかかわらず、複雑で高率の課税が行なわれたからである。事実、塩税は不正と残虐の張本人として革命前から激しく攻撃されていた。(京大文学部西洋史研究室編『改訂増補西洋史辞典』一九七七年、一一二ページ、より借用)

(6) Henry Dundas Viscount Melville (1741-1811) を指すと思われる。彼は、エディンバラ大学卒業後、一七六三年スコットランド弁護士会のメンバーとなり、一七七五年にはスコットランド検事総長となった。また、彼は the party of Lord North に所属して政界に進出し、一七九二年に連合王国政府の内相となり、一七九四年—一八〇一年には陸軍大臣を務め、さらに一八〇二年に貴族に列せられ、一八〇四年に海軍本部第一委員(海軍大臣に相当する)となった。(“Encyclopaedia Britannica”, 9th ed., Vol. XV (LOO.-MEM.), p. 843)

(6) スペインおよびその植民地で公私の別を問わずあらゆる物財(動産・不動産)の売買に課せられた租税。フランスのガベラとならび称せられた悪税。二三四一年、アルフォンソ11世

石炭税制改革論(上) (若林)

(Alfonso XI) によってムーア人(the Moors)から独立を守るためと称して従価一〇%税として課せられ、後に一四%に引き上げられた。その後、アダム・スミスが『国富論』を執筆した頃には六%に引き下げられていた。この恐るべき租税はナポレオンの侵入まで存続し、スペイン王国—カタルニアとアラゴンだけはフィリップ5世(Philip V)在位一七〇〇年—四六年)からアルカヴァアールの免除権を購入した—の大部分の商工業を破滅させた、といわれる。(“Encyclopaedia Britannica”, 9th ed., Vol. I (A.-ANNA), pp. 458-9. 『諸国民の富』II、前掲訳書、一二九六—七二ページ。)

(7) Maria Evarist Miguél (1802-1866) のこと。ポルトガル国王ジョアン6世の第3皇子。彼は一八〇七年—一八二〇年まで父王とともにブラジルで過ごし、一八二一年に帰欧したが、まだ読み書きができないといわれた。一八二二年、夫君ジョアン6世を嫌っていた王妃 Carlota Joachina は最愛の息子ミグエルのために夫君がポルトガルに不在である事情を利用してその退位を謀ったが失敗し、彼女は Oeiras 城に幽閉され、ミグエルは国外追放となった。ところが、一八二六年五月にジョアン6世が急死し、彼の第一皇子でブラジル皇帝のペドロ4世は彼の娘 Maria da Gloria のために彼女がミグエルの妻となるという条件で王位継承権を放棄した。ミグエルはペドロ4世およびマリア、さらにはペドロ4世が導入した新憲法に忠誠を誓い、かくして一八二七年七月に摂政に任命され、翌年二月リスボンに帰った。しかしミグエルは母と彼女を支持する勢力とともにこの約束を反古にし、自

ら国王を僭称し(一八二八年—一八三三年)専制的権力を掌握した。彼は、一方では、あらゆるリベリズムを徹底的に抑圧し、他方では、私生活の上で最も野蛮に放縱の限りをつくした。ヨーロッパの世論は彼の統治にますます敵意を抱くようになり、一八三二年のドン・ペドロによるオポルト占領および三年のミシエルの艦隊の壊滅等により、スペインのクリスティナ女王はマリアの合法的統治権者としての資格を承認した。かくして、ミシエルは一八三四年五月に降伏し、国外に退去した。(*“Encyclopedia Britannica”, 9th ed., Vol. XVI (MEN.-MOS.), p. 290.*)

- (8) 北東イングランド、石炭独占の詳細については、拙稿「産業資本主義段階における近代的独占の存在形態——北東イングランド石炭独占の歴史的性格——」(本誌第二十四巻第五・六合併号、第二十五巻第二・三合併号、第二十六巻第二号、第二十七巻第一号、同第二号)を参照せよ。

- (9) 一八一五年七月八月、著名な化学者・哲学者であったハンフリー・デイヴィ卿はサンダーランド炭鉱事故防止協会の招聘をうけて、炭鉱事故の原因と安全な坑内照明具の開発を依頼され、同年一〇—十二月、セフティ・ランプまたはワイヤー・ゲージ・ランプとよばれる新型ランプを發明し、以後、すべてに一般的に使用されるようになった。

- (10) *“Lords' Report of 1829”, p. 37.*

- (11) *Ibid.*, p. 38.

- (12) ボールとは石炭の容量単位。一ボールとは九六七六・八立方インチ、または三八・八九九インベリアル・ガロンで、ほぼ二・三五二八四ハンドレッドウェイトに等しい。またニヤ

ーカスル・チールドロンは三二・五二六ボールに等しく、ロンドンまたはインベリアル・チールドロンは三三六フィートはば二二・〇一九ボールに等しい。(G. C. Greenwell, *“Glossary of Terms used in the Coal Trade of Northumberland and Durham”, 3rd ed., 1888, pp. 8, 17.*)

- (13) *“Lords' Report of 1829”, p. 40.*
- (14) *“Commons' Report of 1830”, p. 46.*
- (15) *Ibid.*, p. 26.
- (16) *“Lords' Report of 1829”, p. 47.*
- (17) *“Commons' Report of 1830”, p. 13.*
- (18) *Ibid.*, p. 90.
- (19) ロンドンで小売用に使われる石炭袋は古くからの慣習として3ブッシュェル入りを標準としており、一七世紀にロンドン市会と参事会はこれを条例および行政命令で義務づけた。そして一七三〇年法(3 Geo. II, c. 26)は石炭袋は長さ4フィート2インチ、幅2フィート2インチの亜麻布製で、3ブッシュェルを含み、しかもギルドホールまたはウェストミンスターの大蔵省で捺印された油性塗料で印をつけることを定めた。その後、一七五八—九九年法(32 Geo. II, c. 27)で石炭袋のサイズは長さ4フィート4インチ、幅2フィート2インチと大きくされ、一八〇七年法(47 Geo. III, c. 68, s. 107)で使用済石炭袋は少なくとも長さ4フィート2インチ、幅2フィート1インチでなければならぬことが付加された。同じ年に付言すれば、一八三二年法(182 Wm. IV, c. 76, s. 48)によって始めて、石炭袋は1または2ハンドレッドウェイトを含むべきものとして、容量方式から重量方式に転換された。